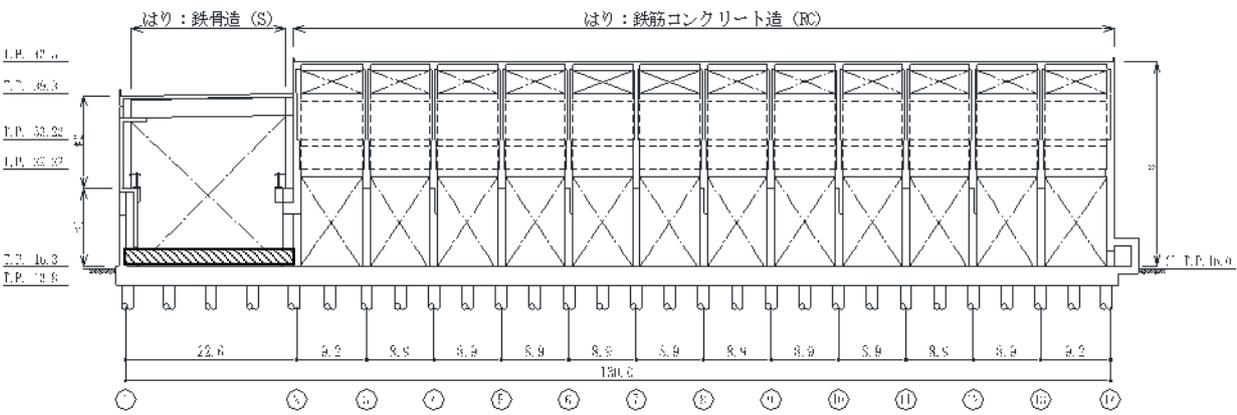
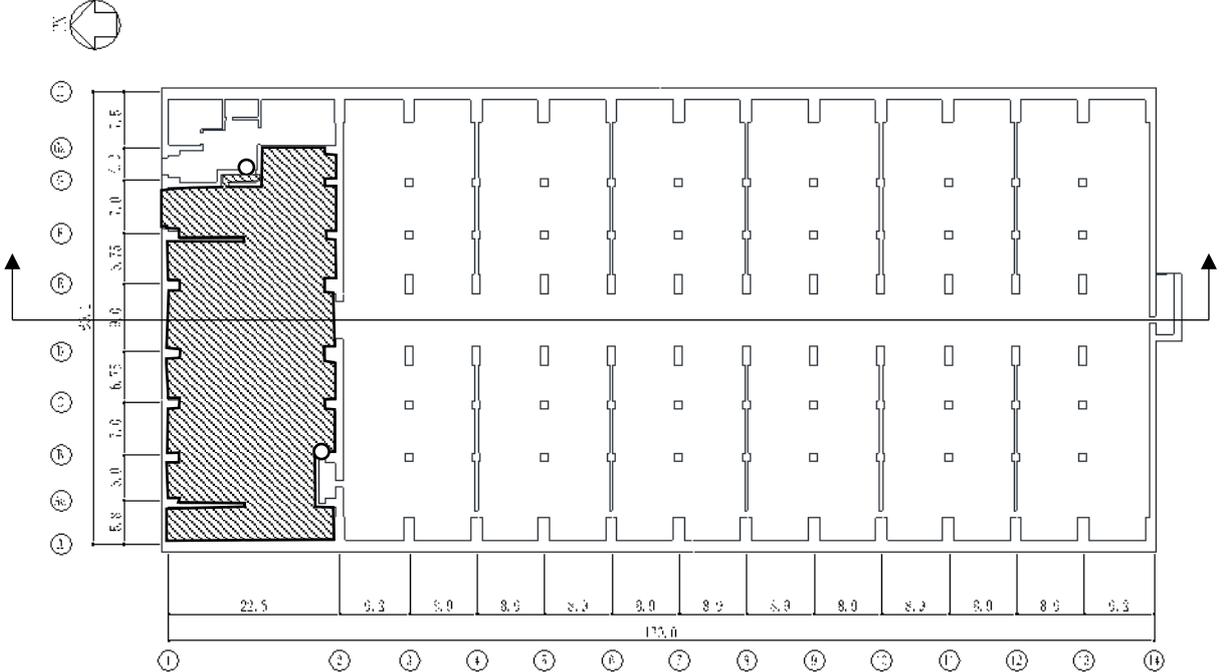


項目	コメント内容
汚染の拡大防止 (第20条)	別添IP33(PDF40)において、受入れ区域の床、壁の一部(床面から1.6mの範囲)及び扉について、エポキシ樹脂系塗料または合成樹脂調合ペイントにて塗装するとしているが、この塗装する床等の位置について具体的位置を説明すること。なお、説明の際は、別添IP26(1.8.2火災の発生防止関連)(PDF33)の説明におけるエポキシ樹脂系塗料の塗装する範囲との整合性を考慮すること。

(回答)

受入れ区域の床、壁の一部及び扉の塗装位置については、以下の図のとおりである。また、別添IP26(1.8.2火災の発生防止関連)におけるの塗装範囲と同じである。また、参考として受入れ区域の塗装状況写真を添付する。

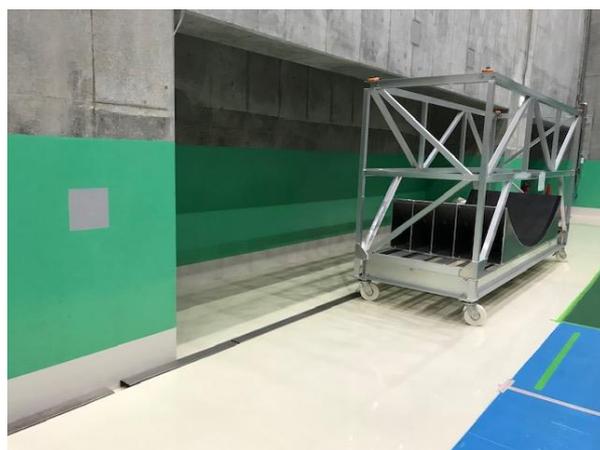


- : 床・壁の一部(エポキシ樹脂塗装)
- : 扉(合成樹脂調合ペイント塗装)

受入れ区域のエポキシ樹脂塗装範囲は、下記写真の床（クリーム色）と腰壁（グリーン色）である。



①：受入れ区域（東側）



②：受入れ区域（北側）



③：受入れ区域（西側）



④：受入れ区域（南側）

また、受入れ区域の合成樹脂調合ペイント塗装範囲は、下記写真の扉である。



⑤：受入れ区域（東側）



⑥：受入れ区域（西側）